事業主　年末調整の持ち物リスト

- ☐　前年（令和７年分）の源泉徴収簿・納付書
- ☐　源泉所得税の納付書（未使用分）
- ☐　総括表（各市区町村から送付されてくる用紙）
- ☐　中途入社、中途退社の従業員・パートがいる場合は入社年月日または退職年月日

納期の特例の場合（１～６月分を７月１０日までに納付している方）

- ☐　源泉徴収簿（前半に作成した令和８年１～６月分源泉徴収簿に７～１２月分を記入してください）
- ☐　源泉所得税の納付書（令和８年１月～６月分）

毎月納付の場合

- ☐　源泉徴収簿（令和８年１月～１２月分の給与、源泉税等を源泉徴収簿に記入してください）
- ☐　源泉所得税の納付書（令和８年１月～１１月分）

〈お願い〉専従者、従業員等の持ち物について、記入もれ等のないよう、ご確認をお願いします

専従者・従業員・パート等　年末調整の持ち物リスト

- ☐「令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
- ☐「令和８年分　給与所得者の基礎控除申告書　兼　給与所得者の配偶者控除等申告書　兼　給与所得者の特定親族特別控除申告書　兼　所得金額調整控除申告書」

※

- ☐「令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書」
  - ①国民年金、国民年金基金　控除証明書　　②生命保険料控除証明書
  - ③地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書　④小規模企業共済払込証明書
  - ★①～④は証明書が必要です（証明書がないと控除する事が出来ません）
  - ⑤国民健康保険料、介護保険料　㊟１/１～12/31 に支払った金額
    （令和８年１月１日～12 月 31 日までの間に、口座から引落された金額、または窓口で支払った金額の合計保険料）
- ☐（特定増改築等）住宅借入金等特別控除がある方
  - ①給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（対象者には税務署より送付）
  - ②借入をした金融機関等の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（令和８年 12 月 31 日現在の残高を証明するもの）
- ☐ 中途入社（令和８年１月１日以降）で前職がある場合、前職の源泉徴収票
  ［注意］前職の源泉徴収票がない場合、各自（従業員さん）で確定申告をすることになります。

※ 必要な書類は、国税庁のホームページからダウンロードしてください☛

各種申告書・記載例（扶養控除等申告書など）

～2026 年（令和８年）年末調整が変わります～

2026 年（令和８年）度の税制改正により、基礎控除・給与所得控除の引き上げや、扶養親族等の所得要件の見直しが行われました。原則として 2026 年（令和８年）12 月１日から施行されるため、11 月までの毎月の給与計算に変更はありません。年末調整の際は、扶養親族等の所得状況などを早めにご確認ください。

※詳しい内容は、国税庁ホームページをご確認ください

▶令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について

▶年末調整がよくわかるページ（令和８年分）

R8.11 2・0(5500)